

2018年2月6日

各 位

会 社 名 ソニー株式会社 代表者名 代表執行役平井一夫 (コード番号 6758 東証 第1部) 問合せ先 執行役員 村上敦子 (TEL03-6748-2111(代表))

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に係る発行価額等の確定に関するお知らせ

当社取締役会決議による委任に基づき、2018年2月2日付で当社代表執行役が決定し、同日付で公表しました譲渡制限付株式報酬としての新株式発行(以下「本新株発行」といいます。)に関し、発行価額等が下記のとおり確定しましたので、お知らせいたします。

記

| (1) | 発 | 行 | 価 | 額 | 1株につき 5,385円 |
|-----|---|---|---|---|-----------------|
| (2) | 発 | 行 | 総 | 額 | 134, 625, 000 円 |

発行価額は、当社の発行済みの新株予約権付社債の内容を踏まえて、かつ、恣意性を排除した価額とするため、①譲渡制限付株式の払込期日(2018年2月28日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(以下「終値」といいます。)の平均値(終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げます。)である5,371円及び②2018年2月1日(本新株発行に係る当社代表執行役の決定日の前営業日)の終値である5,385円のうち、より高い金額である5,385円とします。当該発行価額の算出方法によれば、発行価額は、本新株発行に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価と同じ金額となることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

その他の本新株発行の内容については、2018年2月2日付で公表した内容からの変更はありません。本新株発行の概要については、2018年2月2日付「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上